

令和3年6月9日  
一般社団法人 指定管理者協会

## 指定管理施設における電気料金上昇リスクに関する発信

昨今のエネルギー価格高騰の影響を受け、電気料金の高騰が過去、類を見ないほどの上昇を続けています。

利用者が多い東京電力で見ると、使用量が平均的な家庭での電気料金は、2021年3月で平均6,408円。2022年3月においては8,244円となっております。

この1年で1,836円の上昇が見て取れます。

(※出典：東京電力エナジーパートナー ホームページ)

さらには、大手電力会社の一部契約では燃料価格が基準価格より5割高い「上限価格」を超え電力会社が自己負担する事態に陥っています。

一般社団法人指定管理者協会では、この度の水光熱費上昇に係る公の施設の管理運営について、地方公共団体及び施設の管理運営に関わる皆さまに向け、安定かつ持続的な管理運営業務のあり方について、以下の通り発信し国及び地方自治体へ配慮をお願いするものです。

### 1. 指定管理者の運営費における水光熱費の比率

施設の種類によって、施設管理費に占める水光熱費の割合は異なりますが、事務所ビル等に比較して集客施設は、天井が高く、空調効率が悪いのが一般的で、水光熱費の比率が高くなっています。水光熱費の変動は指定管理者の大きな負担となっており、水光熱費変動リスクの指定管理収支からの分離は平成25年の提言から指定管理者協会としては発信している事項です。

現状の単価上昇からの価格高騰に関して、地方自治体及び指定管理者双方にとって想定できたものでなく、その負担を指定管理者へ負担させるものではないと考えます。

### 2. 電気代の高騰

2000年3月に始まった小売電力の自由化によって、電力価格は市場にゆだねられるようになりました。これまで、この自由化による、新電力の導入によって、施設では電気代を抑えることができていましたが、現在コロナからの経済回復による物流の停滞やウクライナ情勢によって、電気代に直結する燃料価格が高騰しています。またこれに加え、原子力発電所の停止や脱化石燃料による需要と供給のバランスの変化による電力取引価格の上昇も加わり、施設の電気代は1割から2割程度上昇しています。

さらには円安も起因しエネルギー調達コストの上昇も大きく要因となっております。  
施設の電気代の契約は、1年単位で行われていますので、その更新時に2割程度の値上げは必須で、電力事業者によっては、倒産や契約を継続できないといった事態の発生も懸念されています。  
2022年5月ごろより一方的に新電力会社からの契約中止の申し入れや東京電力では新規契約の見送りなど施設の安定運営に大きく影響する事例も発生しております。

### 3. 愛知県大村知事、指定管理者施設電気代の高騰に対する県の支援の意向を表明

愛知県の大村秀章知事は18日の記者会見で、電気の高騰を受けて、46の県有施設の管理を担う団体などを資金支援する方針を示しております。「4月の電気料金の水準が1年間続くと、2022年度の料金は21年度実績を3億～4億円上回る可能性があるという、指定管理料の上乗せ補助を念頭に、9月の補正予算で対応を検討する。」

と発言がございました。

(※出典：愛知県広報広聴課ホームページ)

### 4. リスク分担

指定管理者におけるリスク分担は、募集要項や協定書によるところとなり、今回の電気代の高騰については、不可抗力か物価変動の項目に関係します。不可抗力の項目については協議、物価変動の項目については指定管理者の責任若しくは協議としている自治体が多いようです。

私たち指定管理者は、この度の電気代の上昇は、部分的に見れば物価変動ではあるものの、その元を正せば、感染症であれ、ウクライナ情勢であれ、需要変動であれ、公募時には予測しがたい事案であって、不可抗力であると捉えています。

電気代の高騰による支出の上昇は、指定管理者の努力で回避できる範囲を超えており、事業の継続を脅かしかねない事態です。

国の関係機関からの発信、及び地方自治体におかれては協議事項として取り扱っていただけるよう要望いたします。

### 5. 電力の需要不足に対する指定管理者としての対応

電気代の高騰の件を取り上げていますが、私たち指定管理者は、電力の需要不足、価格上昇にも積極的に対応しなくてはならない団体です。

電力の需要逼迫時には、創意工夫を行い、節電対応に真っ先に協力していくことを当協会として、指定管理者に対して要望をし、対応を進めることをいたします。